

デジタル・ガバメント推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市におけるデジタル・ガバメントの取組みを推進することにより、利用者中心の行政サービスの実現及び新たなイノベーションを創発できる地域の実現を、総合的かつ全庁横断的に行うことを目的として、庁内にデジタル・ガバメント推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

(本部長等)

第3条 本部長は、副市長事務分担規則（平成29年横須賀市規則第63号）第2条の規定により経営企画部に属する事務を担当する副市長をもって充て、副本部長は、デジタル・ガバメント推進担当部長をもって充てる。

2 本部長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 本部員は、別表に掲げる職員をもって充てる。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が招集する。

2 会議は、本部員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席本部員の過半数をもって決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

4 本部は、必要に応じて本部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第5条 本部長は、必要があると認めるときは、本部にデジタル・ガバメント推進に係る専門的な事項を調査し、及び検討するため、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、リーダー及びメンバーをもって組織する。

3 リーダー及びメンバーは、本部長が指名する職員をもって充てる。

4 リーダーに事故があるときは、あらかじめリーダーの指名するメンバーがその職務を代理する。

5 リーダーは、ワーキンググループにおいて検討した事項を本部に報告しなけ

ればならない。

6 第3条第2項及び第4条の規定は、リーダーの職務及びワーキンググループの会議について準用する。

(庶務)

第6条 本部及びワーキンググループの庶務は、経営企画部デジタル・ガバメント推進室において行う。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条第4項関係）

行政組織条例(昭和44年横須賀市条例第24号)第1条第1項各号に掲げる部の部長及び担当部長 上下水道局事務分掌規程(昭和42年横須賀市水道企業管理規程第1号)第2条各号に掲げる部の部長 消防局長 議会局長 教育委員会事務局等事務分掌規則(平成10年横須賀市教育委員会規則第3号)第2条各号に掲げる部の部長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 市長特命参与 民生局長 上下水道局長 教育長 副教育長
